

病児・病後児保育事業に係る「医師連絡票（診療情報提供書）」について

- 「病児・病後児保育事業医師連絡票」は、診療報酬点数票別紙様式12の2に準じた様式です。
- 診察した児童について、病児・病後児保育の利用が可能であると認められる場合に限り、診療情報提供のため、本票に診察状況を記入の上、原本を児童の保護者にお渡しください（本票は、児童の保護者から病児・病後児保育実施施設を経由し、八戸市に提出されます）。
- 対象児童が居住する市町村（八戸市）宛に情報提供した場合に診療情報提供料（I）を算定することができます。その際に、レセプト摘要欄に診療情報の提供先として「八戸市」と記入してください。
- 小児科外来診察料を算定する場合は、小児科外来診察料に診察情報提供料（I）が含まれているため、診察情報提供料（I）を算定することはできません。
- 診療録（カルテ）には本票の写しを添付してください。原本は病児・病後児保育施設を経由して八戸市が保管します。
- 児童ひとりにつき、月1回の算定となります。
- 月2回目以降の算定および八戸市外在住の方が八戸市の病児・病後児保育を利用するために本票を作成いただいた場合は、保険適用外のため、本来は利用者の自己負担分の支払いが発生しますが、従前どおり無料としていただきますようご協力をお願い申し上げます。
なお、この取扱いについては、八戸市小児科医会会長よりご了承いただいておりますことを申し添えます。

今後とも当市の病児・病後児保育事業にお力添えくださいますようお願いいたします。